

高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び補助対象事業)

第2条 県は、リマ水域設定に伴う漁業上の障害を軽減し、漁民生活安定を図るために、市町村又は知事が適当であると認める団体（その構成員又は社員が2以上の市町村の区域にわたるものに限る。以下「市町村等」という。）が、防衛施設周辺補償事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第79号。以下「国交付要綱」という。）に基づいて行う漁業用施設の設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業及び経費の内訳並びに補助率は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、市町村等は1部を知事に提出しなければならない。

2 市町村等は、前項の申請書等を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金交付の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 事業実施主体は県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者であること。
- (3) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前2号に掲げる条件を付さなければならないこと。
- (4) 補助事業の内容又は経費の配分等の変更について、別表第4に掲げる重要な変更

- を行おうとするときは、事前に別記第2号様式による事業計画変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けること。ただし、同表に掲げる重要な変更以外の変更をしようとする場合は、事前に別記第3号様式による事業計画変更届を知事に提出すること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、別記第4号様式により知事に報告し、その指示を受けること。
- (6) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事前に知事の承認を受けること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図ること。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行うこと。
- (9) 補助事業の実施に関する書類、帳簿等は、補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から5年間保管するとともに、事業計画に関する書類及び図面等は、財務省令で定める処分制限年数の期間中は、保管すること。
- (10) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を得なければならないこと。
- (11) 前号の規定により、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該市町村等に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(状況報告)

第8条 規則第10条第1項の規定による報告書の様式及び提出期限は次に定めるとおりとし、提出部数は1部とする。

種類	様式	提出期限
事業着手報告書	別記第5号様式	補助事業の着手後7日以内（契約ごとに提出すること。）

事業実施状況報告書	別記第6号様式	事業の着手後毎会計年度12月末現在の状況について1月14日まで 複数年度事業の場合は、毎年度3月末現在の状況について4月15日まで
-----------	---------	--

- 2 次のいずれかに該当する場合は、前項の事業実施状況報告書の提出は、要しない。ただし、補助事業に着手した年度の次年度以降を除く。
- (1) 補助事業の着手後3月以内に補助事業が完了する場合
 - (2) 補助事業の着手後1月以内に12月31日になる場合
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、補助事業の完了後5年間は、別記第7号様式による利用状況報告書を、毎年5月31日までに知事に提出すること。

(実績報告)

- 第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第8号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の2月末日のいずれか早い日までに、1部を知事に提出しなければならない。
- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした市町村等は、前項の補助事業等実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした市町村等は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税額仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第9号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の概算払の請求)

- 第10条 市町村等は、規則第14条ただし書の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第10号様式による請求書を知事に2部提出しなければならない。

(情報の開示)

- 第11条 補助事業又は市町村等に関して高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

- 第12条 市町村等は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月14日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業種目	経費	補助率
(1) 魚礁 つきいそ その他の魚礁	市町村等が事業を行うに要する経費	事業を行うに要する経費の3分の2以内 なお、別表第2に定める事業に該当する場合は、60分の43以内
(2) 近代化施設 荷さばき施設 漁船漁具修理施設 漁具倉庫作業施設 給油施設 製氷冷蔵施設 等	市町村等が事業を行うに要する経費	事業を行うに要する経費の3分の2以内 なお、別表第2に定める事業に該当する場合は、60分の43以内、南海トラフ地震対策における屋外燃油タンクの撤去に伴う地下タンク等の設置に係る費用は、事業を行うに要する経費の60分の50以内
(1) 及び (2) に掲げるもの以外の事業	漁業協同組合又は知事が適当であると認める団体（その構成員又は社員が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）が事業を行うに要する経費 ただし、市町村がその経費の3分の2以上を補助する場合に限る。	事業を行うに要する経費の3分の2以内 なお、別表第2に定める事業に該当する場合は、60分の43以内

別表第2（第3条関係）

対象事業の概要		対象経費
1 漁業生産の構造改革	(1) 効率的な漁業生産体制への転換	<p>ア 操業の効率化を図るため、I o TやA I等の技術を活用して漁場環境の情報の収集や水揚げ情報提供を行うのに必要な漁業用通信施設、漁場管理強化施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 産地市場のI o T化を推進するため、I o TやA I等の技術を活用して水揚げ情報の提供や入札業務を実施する等に必要な漁業用通信施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>
	(2) 養殖生産の拡大	<p>ア ブリの人工種苗生産の推進や養殖業への新規参入の促進を図るため、養殖施設の設置に必要なかん水蓄養殖用施設、養殖魚の鮮度保持に必要な製氷冷蔵施設、養殖魚の出荷等に必要な水揚げ荷さばき施設、養殖用種苗の生産に必要な種苗供給施設及び養殖用餌料を供給するのに必要な餌料供給施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>
	(3) 漁場の有効活用の促進	<p>ア 地元と協働した企業参入を促進するため、水揚げの増加等に対応するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 生産力向上のための漁場づくりのうち、築いそ設置事業に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>
2 市場対応力のある産地加工体制の	(1) 加工施設の立地促進及び機能等の強化	<p>ア 輸出に対応した加工施設の立地促進並びに加工施設の機能強化及び衛生管理の高度化を図るため、加工残さ等を廃棄するのに必要な廃棄物処理施設、漁獲物を加工及び処理するのに必要な水</p>

構築		<p>産物加工処理施設及び漁獲物の取扱の増加又は高度化に対応するために必要な水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>
	(2) 加工関連産業の強化	<p>加工用原料や製品の保管に必要な冷凍保管ビジネスの強化を図るため、漁獲物を冷凍又は低温保管するのに必要な冷凍冷蔵施設及び付帯設備の設置に必要な経費</p>
3 流通・販売の強化	(1) 外商の拡大	<p>ア 「高知家の魚応援の店」及び消費地市場とのネットワークを活用、又は関西圏のパートナーと連携した外商活動の一層の強化を図るため、漁獲物の品質向上を図るのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>
	(2) 輸出の拡大	<p>ア 有望市場への輸出支援を強化するとともに輸出に適した加工用原魚を確保するため、加工用原魚を養殖するのに必要なかん水蓄養殖施設、H A C C P 認定を取得するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>
	(3) 産地市場の機能強化	<p>ア 産地市場における鮮度向上や衛生管理等の取組を進めるため、漁獲物の鮮度管理や衛生管理を行うのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 産地市場の統合を推進するため、産地市場の取扱の増加又は高度化に必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な実験事業の実</p>

		施に必要な経費
4 担い手の育成・確保	新規就業者の育成	新規就業者の育成のために必要な漁業研修施設及び付帯設備の設置に必要な経費
5 防災減災対策	津波や高潮等の災害に対する防災減災対策	災害発生後、速やかに漁業活動を再開するために必要な施設の電源設備及び漁船用燃油施設のかさ上げ並びに水揚げ荷さばき施設の改修に必要な経費
6 その他知事が特に認める事業		ア 1 から 4 までに掲げるもののほか、高知県産業振興計画の取組のために必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費 イ 5 に掲げるもののほか、防災減災対策に必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費

別表第3（第5条—第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第4（第5条関係）

補助事業の重要な変更

区 分	変 更 内 容
経費配分の変更	<p>事業ごとに次に掲げる変更</p> <p>(1) 補助対象事業費の増額</p> <p>(2) 補助対象事業費の20パーセント又は200万円を超える減額</p> <p>(3) 事業の経費の配分の変更のうち、次に掲げる変更以外のもの</p> <p>次に掲げる経費の流用による変更であって、流用先経費種別の増加額が変更前の当該経費の20パーセント（当該額が20万円未満の場合にあつては、20万円）を超えないもの</p> <p>ア 工事費の各種別経費相互間の流用（工事雑費への流用を除く。）</p> <p>イ 工事雑費又は地方事務費から実施設計費への流用</p> <p>ウ 実施設計費から工事費（工事雑費を除く。）への流用</p> <p>エ 地方事務費から工事費への流用</p>
事業内容の変更	<p>(1) 事業実施主体の変更</p> <p>(2) 工事施工場所又は構造物の規模若しくは基本構造の変更（誤測又は違算による軽微な変更を除く。）</p> <p>(3) 建築設備機器（建築設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備をいう。）の一部として用いられる機械又は器具のうち、重要な機械又は器具）の品目、規格、型式又は数量の変更</p> <p>(4) 建物の主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）、工法又は仕上材料の変更</p> <p>(5) 施設及び機械器具費に係る仮設物の数量又は1基当たり50万円を超える機械器具の品目、規格、型式又は数量の変更</p> <p>(6) 本工事費若しくは附帯工事費の算定の基礎となる工種ごとの額又は測量費及び試験費、用地費及び補償費若しくは施設設置費及び機械器具費の算定の基礎となる区分ごとの額の変更が、変更前の額の20パーセント（当該額が200万円を超える場合は、200万円）を超える場合</p> <p>(7) 補助事業の完了予定日の1月以上の延期又は当該期日の属する年度の翌年度にわたる延期</p>
その他	<p>国交付要綱に基づいて、申請が必要と判断される変更</p>